政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届が提出されたので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和6年1月11日

岐阜県選挙管理委員会委員長

	管理団体の をした者の 名	資金管理団体の名称	資金管理団体 でなくなった 年月日
堀部	好秀	堀部好秀後援会	R5. 12. 21
松村	多美夫	松村たみおを育てる会	R5. 12. 1
丸山	新吾	丸山新吾を支持する会	R5. 12. 22